

博士學位論文

(内容の要旨及び審査の結果の要旨)

氏名	渡辺修宏 (わたなべ のぶひろ)	
学位の種類	博士 (人間科学)	
学位記番号	乙第2号	
学位授与年月日	2016年3月21日	
学位授与の要件	常磐大学学位規程第3条第3項該当	
論文題目	「利用者主体の福祉サービス」の実践に対する行動分析的視点の有用性とその視点に基づく援助者教育の必要性 Utility of Practice of the Principle of Person-Centered Welfare Services and the Necessity of Education Based on Behavior Analysis	
論文審査委員会	委員長 松村 直道	本学大学院人間科学研究科教授
	委員 森山 哲美	本学大学院人間科学研究科教授
	委員 西田 恵子	本学コミュニティ振興学部教授
	委員 柄澤 行雄	元本学大学院人間科学研究科教授
	委員 吉岡 昌子	愛知大学文学部助教

1. 論文内容の要旨

本研究の主題は、近年、社会福祉領域において注目されている「利用者主体の福祉サービス」に関する実践的課題である。「利用者主体の福祉サービス」とは、社会福祉施設等において、福祉サービスの利用者の意向や希望を尊重することを基本とする援助であるが、現実には、そうした援助理論ないし定義が抽象的または規範的であり、必ずしも具体的な実践に結合していないという。そこで論文著者は、「利用者主体の福祉サービス」の実践に役立つ有効な理論を検討した。その結果、行動主義を哲学的基盤とする行動分析学が、「利用者主体の福祉サービス」を具体的な実践として捉えられる理論枠組みとして有効性が高いという認識に至っている。そこで、それを裏づける実証的な調査と実験を行ない、それらの結果をもとに、最後に、行動分析学に基づく援助者教育の必要性について提言している。

本研究は、第Ⅰ部から第Ⅲ部までの3部で構成されている。第Ⅰ部では、「利用者主体の福祉サービス」という曖昧な福祉用語が、歴史的にどのように使用されてきたかを辿り、最近の研究動向を踏まえて、論文著者なりの定義をしている。この用

語が曖昧であり、現場での福祉実践に結び付かなかった理由として、論文著者は、政策主体側の定義が規範的である事、その批判的検討から生みだされた当事者団体側の定義も、人権等を重視しながらも説明的概念に止まっている事を指摘している。そして、福祉援助に関する諸理論を検討した結果、福祉現場での具体的で適切な実践を可能にする理論として、行動分析学の有効性が高い事を指摘している。しかし、行動分析学は、行動分析家ではない福祉現場の人々から、一般的に正しく理解されにくく誤解されやすいという。そこで論文著者は、福祉現場に携わる人たちに行動分析学の手法を正しく理解してもらうには、福祉サービスに関係する利用者と援助者が、相互に福祉サービスをどのように捉えているかを実証的に明らかにすることがまず必要であるとして、第Ⅱ部の調査と実験を行った。

第Ⅱ部では、第Ⅰ部で提起された課題を検証するために、3つの調査研究と3つの実験的研究の成果が記述されている。前半の調査研究では、利用者と援助者が福祉サービスをどう捉えているかについての調査結果が報告されている。後半の実験的研究では、行動分析学の視点を援助者が持つと、実際の援助がどのようになるかについての報告がなされている。研究結果の概略は次のとおりである。研究1では、援助者と福祉サービスの利用者が「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているかを調査している。研究2では、援助者と利用者の双方が考える「利用者主体の福祉サービス」の実践条件を把握し、それらを比較調査している。研究3では、福祉サービスを提供する援助者と、その援助者になろうとする学生実習生が「利用者主体の福祉サービス」をどのように認識しているのかを調査している。以上の研究1～3は、利用者と援助者のそれぞれが「利用者主体の福祉サービス」をどのように捉えているかという、役割期待についての評価調査である。これらの調査により、福祉サービスの利用者は即事的な援助そのものに役割期待を向け、援助者は援助そのものよりも援助場面全体に関わる環境要因に役割期待を向けていることが判明したという。その結果、援助者は、利用者と直接的に関わる援助行動に更なる関心を向け、それを行動分析的に捉える必要があるとの問題が提起されている。

そこで、研究4では、「利用者主体の福祉サービス」を実践する上で利用者の行動をどう捉えるべきかを検討するために、特別養護老人ホームに入所している認知症高齢者3名を対象に、彼らに対する音楽を用いたアクティビティの提供とその効果を調べるための実験が行われた。次に研究5aと5bは、そのような援助を実践するための援助者を養成するために、行動分析学の重要な概念である行動随伴性を、援助者を目指す学生に教示して、彼らが援助をどのように捉え、どのように援助実践するのかについて実験した。最後に、研究6では、行動随伴性を教示された学生が、実際の福祉サービス場面で、どのような行動的な援助を行うのか、また、その援助効果はいかなるものかを実験している。研究4～6の結果、行動分析的視点の教

示により、実験対象の援助者や学生は、抽象的な概念に依らない具体的な手続きによって援助実践ができるようになった、と論文著者は指摘している。

第Ⅲ部は、研究1～6の全体を総括した後で、行動分析学の視点に基づく「利用者主体の福祉サービス」を実践するためには、そうした視点に基づく援助者教育が必要であると強調している。

以上、本研究は、「利用者主体の福祉サービス」を適切にそして具体的に実践するには、行動分析学の視点に基づく援助者教育が有効であると指摘している。しかし、第Ⅱ部でとりあげた研究は、福祉サービスの利用者と提供者という対面的な関係が中心であり、利用者が施設生活全体の中で、「利用者主体の福祉サービス」をどう把握しているかについては、触れられていない。研究対象として取り上げた6つの福祉サービス場面は限定されたものであるが、これまでにこうした研究は進んでおらず、行動分析学的研究に新たな道筋を開いた事に関しては高く評価する事ができる。

2. 審査の経過と結果

2016年1月22日（金）の午後に口述試験を実施した。最初に論文著者から論文の概要についてパワーポイントを用いて説明があり、それを受けて審査委員から質疑が行われた。主な疑問点は以下の3項目であった。①論文の主題である「利用者主体の福祉サービス」という用語について、明確な定義がなされていないため、第Ⅰ部の論理展開がかなり恣意的になっている。②「利用者主体の福祉サービス」という表現は、戦後、かなり抽象的な福祉理念として長く使用されていたが、措置型福祉から契約型福祉へと転換する1990年代には、政策用語として使用され、更に21世紀に入ると当事者側から政策批判的な説明用語として提起されている。にもかかわらず、こうした文脈への配慮が欠落している。③第Ⅱ部では、6種類の調査と実験について報告されているが、後半の3つの実験は記載の内容に不備な部分が多い。以上の結果、疑問点として指摘された3項目を修正し、再提出すべきであるとの結論に達した。

修正した論文は3月1日（火）に提出された。再評価は他大学の審査委員もいるので、提出された論文についての委員長コメントを付して、各委員に修正論文を送付し意見を求めた。

その結果は以下の5項目であった。①「利用者主体の福祉サービス」については、近年の先行研究を踏まえて的確に定義されている。②抽象的な福祉理念から政策レベルのキーワードへ、更には当事者サイドからの政策批判的な価値概念への展開が、社会福祉基礎構造改革を踏まえてわかりやすく整理されている。③第Ⅱ部の後半の3つの実験は、各実験について目的・方法・結果、そして考察がきちんと記述されており、前回指摘された事柄は概ね解決されている。④文章の記載について、やや

厳密さを欠く箇所が依然として散見されるが、これらは研究の成果に関わるものではない。⑤「合」という判定でよい。

3月15日（火）、委員長はこれらを取りまとめて、考査報告書を作成し、その概要を3月16日（水）に開催された常磐大学大学院人間科学研究科で報告した。

3. 審査結果の要旨

1) 戦後の日本国憲法では、13条と25条を中心にして、国民は基本的人権を有し幸福を追求する権利があり、国家はそれを保障する義務がある事が謳われている。しかし、福祉現場におけるサービスの利用は、現実には物的・金銭的・人的な福祉資源の制限により、先の権利は規範的な事柄であると解釈されてきた。福祉サービスの提供が措置制度という行政主体の方法により長く実施されてきた事もあって、「利用者主体の福祉サービス」は規範のレベルに止まってきたばかりでなく、福祉現場におけるサービス提供者と利用者との関係、別言すれば、福祉援助技術の方法研究を遅らせる事になったのである。

本論文は、福祉サービス提供の仕組みが措置制度から契約制度へと転換したにも関わらず、依然として福祉援助技術の研究が進まず、契約制度に適合した援助実践が福祉現場で行われていないという課題意識に立っており、論文の課題設定は的確である。

2) 第I部では、「利用者主体の福祉サービス」という用語法をめぐり、抽象的な規範から政策用語としての登場、更には、利用者の人権を基礎に備えた用語法を紹介し、現段階では依然として、「利用者を主体にした」援助技術が提案されていない事を指摘している。次に、近年の援助技術論の検討に入り、有効性の高い理論として、行動分析学の方法に着目している。第II部は、行動分析学の枠組みを用いて、6種類の調査と実験の結果が報告され、一定程度の有効性のある事が実証的に例証されている。

3) 調査と実験の方法について、行動分析学との関係で問題があるとの指摘がなされたが、福祉現場でこのような調査や実験を行うのは、極めて困難な事情があり、学問的な方法に若干の課題があるにしても、こうした研究や実験を実施したという事実は評価されるべきである。

4) 論文の書式は、研究目的、先行研究、論文構成、課題に関する研究方法、結果と考察、研究の倫理的配慮、総括等の面で、適切に対応しており特に問題はない。

5) 本研究の基礎になる研究業績は、提出された学術雑誌掲載論文と学会報告一覧により、確認されている。

6) 以上により、論文審査委員会は、本論文について博士の学位を授与するに値

するものと判断した。